

◆問い合わせ先 田無警察署 TEL 042-467-0110

●税の控除、減免

所得税(障害者控除)

〈対 象〉①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 持っている人

〈内 容〉納税者または被扶養者が障害者である場合には、その方の所得額から270,000円が控除されます。また、①身体障害者手帳1、2級②愛の手帳1、2度③精神障害者保健福祉手帳1級の方の場合は、特別障害者として所得額から400,000円が控除されます。

なお、納税者の控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ、その人が納税者、納税者の配偶者、もしくは納税者と生計を一にしているその他の親族のいずれかと一緒に住んでいる場合は、所得額から750,000円が控除されます。

◆問い合わせ先 確定申告の場合 東村山税務署 TEL 042-394-6811
年末調整の場合 勤務先給与担当者

住民税(障害者控除)

〈対 象〉①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 持っている人

〈内 容〉前年中の合計所得金額が1,350,000円以下の方は、住民税(市民税・都民税)が課税されません。住民税の所得割を納税する方は、所得額から260,000円が控除されます。また、①身体障害者手帳1、2級②愛の手帳1、2度③精神障害者保健福祉手帳1級の方の場合は、特別障害者として300,000円が控除されます。なお、納税者の控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ、その人が納税者、納税者の配偶者、もしくは納税者と生計を一にしているその他の親族のいずれかと一緒に住んでいる場合は、530,000円が控除されます。

◆問い合わせ先 課税課 TEL 042-470-7777(内線 2333~2337)
※所得税で申告してある人は手続き不要です

介護保険要介護・要支援認定者の障害者控除

〈対 象〉障害者手帳をお持ちでない市内在住の65歳以上で要介護・要支援認定を受けている人で、次の①~③のいずれかに該当する場合、障害者控除を受けることができる認定書を発行します。

①寝たきり高齢者の方 ②知的障害者に準ずる方 ③身体障害者に準ずる方

◆問い合わせ先 介護福祉課 TEL 042-470-7750

相続税の減額

〈対 象〉身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

〈内 容〉相続または遺贈によって遺産を得た障害者が民法にいう相続人に該当する場合には、相続税額から次の額にその人が満 85 歳になるまでの年数を乗じて算出した金額が控除されます。

身体障害 1、2 級の人	愛の手帳 1、2 度の人	200,000 円
	精神障害者保健福祉手帳 1 級の人	
	その他の障害者	100,000 円

◆問い合わせ先 東村山税務署 TEL 042-394-6811

贈与税の非課税

〈対 象〉身体障害者手帳 1、2 級・愛の手帳 1、2 度・精神障害者保健福祉手帳 1 級の人

〈内 容〉「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭、有価証券などの財産の信託業務を営む銀行に信託して、受益者の特別障害者がその利益を受けることとなったとき、信託受益権の価格が 6,000 万円までは非課税、精神障害者保健福祉手帳 2、3 級の人には 3,000 万円まで非課税になります。税務署に申告が必要です。

◆問い合わせ先 東村山税務署 TEL 042-394-6811

利子等の非課税

〈対 象〉身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

〈内 容〉郵便貯金や銀行預金の利子等が非課税となります。

◆問い合わせ先 東村山税務署 TEL 042-394-6811

個人事業税の減免

〈対 象〉身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

〈内 容〉①前年中における事業所得額（他の所得があるときは合算した額）が 370 万円以下であって、本人、または扶養親族に障害がある場合、税額が一人につき 5,000 円（所得税法上、特別障害者に該当する人は 10,000 円）減免されます。

②視力障害の人で両眼の視力（屈折異常のある人については矯正視力）が 0.06 以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、柔道整復その他医業に類する事業を営む場合、非課税となります。

自動車税(環境性能割・種別割)の減免

〈対 象〉次表のいずれかの障害のある人

障害の区分		等級	障害の区分	等級
身体障害者手帳	上肢機能障害	1級・2級	平衡機能障害	3級・5級
	下肢機能障害	1～6級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	1級・3級・4級
	体幹機能障害	1～3級・5級	免疫機能障害	1～3級
	視覚障害	1～3級 視力障害4級 (4級の1)	音声機能または言語機能障害のうち、喉頭摘出に係る者	3級
	聴覚障害	2級・3級	肝臓	1～4級
愛の手帳1～3度				
精神障害者保健福祉手帳1級(自立支援医療制度〈精神通院医療〉を受けている人)				

- 〈内 容〉 ①障害のある人またはその人と生計を同じくする人が個人名義の自家用自動車を所有し、もっぱら障害者の方のために使用する場合は減免されます。(軽自動車税と合わせてどちらか1台に限る)
- ②椅子の昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車については減免されます。
- ③減免額の上限を自動車税については45,000円、自動車取得税については課税標準額300万円相当分までとし、上限を超える場合は上限額との差額分を納付していただきます。

- 〈申請先〉 ①新規取得の自動車税(環境性能割・種別割)については、登録の日から1ヶ月以内に自動車税事務所へ。
- ②すでに自動車を取得しているときは、自動車税の納期限(通常4月1日から5月31日)までに都税事務所へ。納期限を過ぎると、翌年度分からの減免になります。
- ③軽自動車税については、軽自動車税(種別割)の納税通知書が到着後納期限7日前までに市の課税課へ。

◆問い合わせ先

- ①多摩自動車税事務所 TEL 042-522-8271 FAX 042-526-1657
- ②小平都税支所 TEL 042-464-0070 FAX 042-464-1309
- ③課税課 TEL 042-470-7777(内線2331～2332)